

## 大和市ホームページに係る広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号。以下「規則」という。）及び大和市広告掲載に関する基準（平成20年3月31日決裁。以下「基準」という。）に基づいて本市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告媒体について必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の枠数)

第2条 一の広告主が一の掲載期間内に掲載の申込みをできる枠数は、原則として1枠とする。ただし、広告主が広告代理業を営む者である場合については、実際に広告を掲載するものが掲載の申込みをできる枠数とする。

### (掲載の位置)

第3条 広告は、市ホームページのトップページに掲載するものとし、掲載の位置は市長が定めるものとする。

### (掲載の方法等)

第4条 広告の掲載は、バナー形式（ホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告画像であって、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。）によるものとする。

2 広告主は、リンク先として指定したホームページの内容を大幅に変更しないものとする。

3 広告主は、リンク先の URL を変更しようとするときは、変更を希望する日の1週間前までに市長に申し出るものとする。

### (規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦50ピクセル横170ピクセルとする。

(2) 形式は、GIF 又は JPEG の静止画像とする。ただし、複数の静止画像を交互に表示することを妨げない。

(3) 容量は、12キロバイト以下とする。

### (デザイン等)

第6条 広告のデザイン等は、次によるものとする。

(1) 市ホームページの操作や文字の入力ができるような誤解を与えないこと。

(2) 市ホームページの一部と混同する恐れのないこと。

(3) 静止画像が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とし、明度差が大きすぎないようにすること。

(4) その他文字色と背景色の明度差や画像の解像度などに十分配慮すること。

### (掲載料及び掲載期間)

第7条 広告の掲載料及び掲載期間は、別に定める。

### (掲載の期間の延長)

第8条 広告の掲載期間中に広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を停止したときは、停止した時間を24で除して得た数に応じた日数を延長して広告を掲載するものとする。ただし、次に掲

げる場合を除く。

- (1) システム再起動のための一時的な停止
  - (2) 保守作業、システム更新作業のための一時的な停止
  - (3) 地震、落雷等による一時的な停止
- 2 前項本文の場合において、停止した時間を24で除して得た数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - 3 第1項の規定により掲載期間の延長が困難なとき、又は広告代理業を営む者が年間掲載するときは、広告掲載料を返還することができる。
  - 4 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載料を掲載期間の日数で除した額に、停止した日数で乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の数がある場合は、これを切り捨てる。
  - 5 前項の規定による停止した日数は、停止した時間を24で除して得た数とする。ただし、その数に1未満の数がある場合は、これを切り捨てる。
  - 6 前3項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

#### 附 則

この要領は、平成20年10月15日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、第5条第1項中の規定に関する改正は、平成22年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年1月13日から施行する。